

「公認心理師」受験資格の特例について

2015年9月9日に『公認心理師法』が可決成立し、同年9月16日に公布されました。これによって、2017年9月15日に法律が施行され、2018年には日本で初めての心理職の国家資格である「公認心理師」の制度がスタートします。別府大学では、2018年度入学生から公認心理師の受験資格を取得できるよう科目編成を行います。

法の施行日前に本学の大学院（臨床心理学専攻）を卒業された方については、省令で定める科目を履修していれば、公認心理師の受験資格が得られる経過措置（附則第2条第1項第1号及び第2号）が認められます。

条件を満たしているかどうかについては、現時点では、当時の成績単位修得証明書によって、各自で確認をしていただくこととなります。（別表1：公認心理師の経過処置に伴う読み替え科目一覧表参照）

今後、厚生労働省より受験に関する要項等が正式に発表され、上記下線部を証明する証明書が必要になった場合は、早急に対応できるよう進めてまいります。

（別表1）公認心理師の経過処置に伴う読み替え科目一覧表

H29年度既修了者に係る臨床心理士科目からの公認心理師科目への経過処置

◆施行前に大学院において省令で定める科目を履修

	公認心理師の大学院における必要科目	本学において臨床心理士指定大学院の科目	特例措置対象となる条件
I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論 又は 心身医学特論 I か II	I（①～⑤）：主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目 <u>左記のうち①を含む3科目以上の履修</u>
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者（児）心理学特論 又は 地域福祉学特論 又は 発達心理学特論	
	③教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論	
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法臨床心理学特論 又は 非行心理学特論	
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	対応科目なし	
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I か II	II（⑥～⑨）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての倫理に関する科目 <u>左記のうち2科目以上の履修</u>
	⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 I か II 又は 心理療法特論（グループ）	
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論	
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	対応科目なし	
III	⑩心理実践実習（450時間以上）	臨床心理実習	III（⑩）：実習科目 <u>左記の科目を履修</u>